

利 用 上 の 注 意

- 1 市町村民経済計算は、県民経済計算及び県内市町村から提供を受けたデータ等をもとに県統計調査課が推計したものである。県民経済計算においては、国民経済計算体系(2008SNA: System of National Accounts)に基づいて、内閣府経済社会総合研究所が作成した「県民経済計算標準方式推計方法(平成27年基準版)」に準拠して推計している。
- 2 市町村民経済計算では、県民経済計算の遡及改定や新たに結果が判明した基礎統計の利用等により再推計を行うため、多くの箇所でも過去に公表した数値と異なっている。したがって、令和3年度以前の計数についても、本書掲載のものを利用すること。
- 3 推計方法や用語の定義等については、本書161ページ以降の「Ⅲ 市町村民経済計算の推計方法」を参照のこと。
- 4 県民経済計算では「総務省人口」を、市町村民経済計算では「県推計人口」(いずれも10月1日現在)を使用している。
- 5 四捨五入の関係で合計項目の計数は構成項目の計数の合計値とは一致しないことがある。
- 6 本書で用いた符号の用法は、次のとおりである。

「－」	皆無または定義上該当数字がないもの
「0」または「0.0」	表章単位未満の数字
(数値の前の)「－」又は「△」	負数
- 7 統計表中の増加率は次式により算出した。

(当該年度の計数－前年度の計数) ÷ 前年度の計数(絶対値) × 100

※ 絶対値を入れることにより、前年度から今年度にかけて計数がプラスに転じた場合や、マイナス幅が縮小した場合に、増加率はプラスとなる。
- 8 図表にある特化係数については次式により算出した。

特化係数 = 圏域内総生産の産業別構成比 ÷ 市町村内総生産の合計の産業別構成比

※ 本書で使われている特化係数は、1.00に近いほど県の産業構成割合に近いことを意味し、1.00を超えれば、市町村平均(県)よりもその産業に特化していると言える。

9 令和4年度の市町村民経済計算は、令和5年3月31日現在の26市町村で推計している。

10 本文中の圏域区分は下記のとおりとした。

広域市町村圏	構成市町村
宮崎東諸県	宮崎市・国富町・綾町
日南・串間	日南市・串間市
都城北諸県	都城市・三股町
西諸県郡	小林市・えびの市・高原町
西都児湯	西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町
宮崎県北部	延岡市・日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・高千穂町 日之影町・五ヶ瀬町

※令和5年3月31日現在

市町村内総生産と分配（市町村民所得）の関係

市町村内総生産 − 固定資本減耗 = 純生産

純生産 − (生産・輸入品に課される税−補助金) = 市町村内の要素所得

市町村民所得 = 市町村内の要素所得 + 市町村外からの要素所得

<お問合せ先>

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県総合政策部統計調査課 企画分析担当

電 話 0985-26-7042

FAX 0985-29-0534

Eメール tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp

なお、宮崎県ホームページに本書の内容を掲載していますので、御利用ください。

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/kense/toke/sityosonmin_index.html

(「宮崎県の市町村民経済計算」で検索)